様式第一、様式第三から様式第九まで、様式第十一、様式第十二、様式第十四から様式第十八まで、様式第二十から様式第四十一まで、様式第五十三から様式第六十三の二まで、様式第六十三の四、様式第六十三の五、様式第六十三の七から様式第七十まで、様式第七十一の二から様式第七十四まで、様式第七十五から様式第七十六まで、様式第七十八、様式第八十三、様式第八十四、様式第八十六、様式第八十六の二、様式第八十六の四から様式第八十八まで、様式第九十、様式第九十一、様式第九十三から様式第九十四の二まで、様式第九十四の四から様式第九十六まで、様式第九十七の二から様式第百一まで、様式第百四、様式第百六、様式第百七（一）から様式第百八まで、様式第百十二（一）から様式第百二十まで及び様式第百二十二から様式第百二十七まで中「日本工業規格」を削る。

（薬局等構造設備規則の一部改正）

第二十七条　薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
標識	標識
大きさ	標識を付ける箇所
産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の産業工業規格による放射能標識の上部に「貯蔵室」の文字を、下部に「許可なくして立ち入りを禁ず」の文字を記入すること。	貯蔵室の出入口又はその附近
放射能標識は、半径一〇センチメートル以上とすること。	
標識を付ける箇所	
作業所及び放射性物質を取り扱う場所の扉若しくは出入口又はこれらの附近	
汚染検査室の出入口又はその附近	

（放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部改正）

第二十八条　放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第四条関係）	**別表第二**（第四条関係）
設備、場所等	標識
放射性医薬品の製造所の作業所並びに薬局、事務所及び営業所内の放射性物質を取り扱う場所	上部に「放射性物質作業所」の文字が記入されており、かつ、半径が十センチメートル以上の産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）による放射能標識（以下「放射能標識」という。）
汚染検査室	下部に「汚染検査室」の文字が記入されている日本産業規格による安全衛生指導標識（緑地に、長さが十二センチメートル以上の白十字が書かれている場合に限る。）
（略）	
標識を付ける箇所	
作業所及び放射性物質を取り扱う場所の扉若しくは出入口又はこれらの附近	
汚染検査室の出入口又はその附近	
（略）	

改正後	改正前
別表第二（第四条関係）	**別表第二**（第四条関係）
設備、場所等	標識
放射性医薬品の製造所の作業所並びに薬局、事務所及び営業所内の放射性物質を取り扱う場所	上部に「放射性物質作業所」の文字が記入されており、かつ、半径が十センチメートル以上の工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）による放射能標識（以下「放射能標識」という。）
汚染検査室	下部に「汚染検査室」の文字が記入されている日本工業規格による安全衛生指導標識（緑地に、長さが十二センチメートル以上の白十字が書かれている場合に限る。）
（略）	
標識を付ける箇所	
作業所及び放射性物質を取り扱う場所のとびら若しくは出入口又はこれらの附近	
汚染検査室の出入口又はその附近	
（略）	